

## 障害年金の遡及請求が認められた場合の障害年金支分権消滅時効運用上の問題点について

平成31年●月●日

衆議院議員 ○○ ○○ 先生

愛知県豊田市汐見町 4-74-2

社会保険労務士

木戸 義明

現在、標記の運用は、昭和45年9月10日付け内簡に基づき、裁定請求日を基準に、遡及5年分が支払われているが、それを越える遡及分は時効の完成を理由に不支給とされている。

しかし、この運用は、諸般の事情(参考、末尾)から老齢年金については、許されるとしても、初診日証明義務や障害等級認定という年金決定に至る間に法定条件としての法律上の障害が存在する障害年金について許されることではない。

精神の障害について考察した場合、平成29年最高裁判例の身体(左下腿切断)の障害に係る判決理由によってもその理由が成り立たず、その判決が出されて以降は、事案の異なる精神の障害についてまで全てが下級審判決で平成29年最高裁判例が適用され、法治国家にあるまじき事態となっている。

裁判においても、国として一番筋の通る主張であるはずの根本の部分:「国が基本権の時効援用権を放棄していること」が、表に出ておらず(社会保険審査会は公にしている)、このこととの関係が全く議論されていない。従って、行政に忖度を働かせ、現行の運用を否定したくない裁判所は、無理矢理他の理由(下記派生的問題(1)~(5)等)を付けて、原告側の請求を棄却している。

このような法治国家としてあるまじき状態を解消するため、ここに大胆な提言をするので、この提言を改善の一助としていただきたい。

この提言の軸は、障害年金についてのみ、立法を介した超法規的措置により、従来の、遡及 5 年間分の支払を、原則として遡及 10 年間分の支払とするものであるが、遺族年金、その他の特段の事情のある事案については、個別の不服申立て、又は訴訟に委ねる仕組みを想定している。(社労士の中でも、10 年間支給案は、本来の全額支給を不可能とすることとなるので賛同しかねるとの意見もある。)

具体的に遡及 10 年としたのは、一般債権の消滅時効期間、及び改正民法の内容を考慮したこと、並びにこの問題に対する社会保険審査会の考え方が、「長期間が経過した支分権についてまで無条件に支払を認めるのは適当でない」(関係する根拠規定、参考文献等 5 「現行運用に対する社会保険審査会の見解」参照)との考え方を採っていること、及び無制限支給とすれば、実際の運用担当者が、遡及請求自体を認めない方向に動き易いこと等を考慮したものである。

#### 現行運用上の問題点

問題点	具体的な不具合	備考
1 裁定請求遅れにやむを得ない理由のある者までが不支給とされている	(1) 初診日が特定されていないという理由で請求様式ももらえず、受付けもされなかった者まで当然のごとく 5 年間支給の制限を受けている。 (2) 当初事後重症であったが、再審査請求の途中で認定日請求が認められた者は、認められる以前に権利行使できないことは歴然としているが、それでも 5 年間支給の制限を受けている。 (3) 窓口担当者の説明誤りや説明漏れで事後重症とされた事例も多々あるが、そ	未支給分が 2000 万円、3000 万円とかに及ぶ場合もあり、当事者の無念は論理の飛躍した判決では拭い去れない。

	<p>の場合でも、5年間支給の制限を受けている。</p> <p>(「時効援用しない事務処理誤りに係る認定基準」があるが、「誤りを行った事実が確認できる場合」を受給権者が証明しなければならないので、ほとんど活用されていない。)</p> <p>(4) そもそも精神の障害者の場合、当初は自身が病人、障害者という認識もない場合が多いが、それでも5年間支給の制限を受けている。</p>	<p>(4) この場合でも、国は、事実上・個人的理由(障害)というが、酷すぎる取扱いである。</p>
<p>2 時効の中断をしようと 思ってもできない  (時効中断方法が皆無である)</p>	<p>具体的な時効中断手法は、裁定請求のみである。</p> <p>(国は、裁定請求さえすれば年金は支給されるというが、やむを得ない事情で裁定請求できなかった場合を問題にしている。</p> <p>ケースによっては、窓口担当者の説明間違い等で、請求様式さえもが、渡されなかったり、受付けを拒否されている。)</p>	<p>提訴で時効中断するが、障害年金の受給権者は労働能力を減退等させているので、経済的弱者が多く、高額 of 弁護士への着手金の支払は一般的には困難である。</p>
<p>3 不服申立て手段が不</p>	<p>基本的に、事実行為として<u>却下</u>されている。</p>	<p>国は、裁判での準備書面で、時効消滅し</p>

<p>存在</p> <p>(国の故意による不当な行為に対してまだ不服申立ての道が閉ざされている)</p>	<p>審査会では、平成 26 年 7 月に、少なくとも 2 件の事案が、「単なる事実の通知にすぎない」として却下されている。</p> <p>平成 25 年(国)第 1021 号 平成 25 年(国)第 1188 号</p> <p>行服法の厚生労働大臣に対する異議申立てでは、平成 29 年 6 月及び 7 月に、少なくとも 20 件の事案が、行服法という「行政庁の処分」ではないとして却下されている。</p> <p>厚生労働省発年 0703 第 1 号 平成 29 年 7 月 3 日 厚生労働省発年 0710 第 20 号 平成 29 年 7 月 10 日等</p> <p>(審査官、社会保険審査会が受理し棄却した事案もあったが、少なくとも、上記 2 件の事案は、却下されている。)</p> <p>国の主張によると、行政処分(裁定:年金決定通知)がない内に、基本権の発生日の翌月から 2 カ月ごとに支分権が発生していたこととなり、矛盾も甚だしい。その</p>	<p>た旨の付記を、「…と記載することで、<u>消滅時効の援用の意思表示を行った。</u>」と主張しており、明らかに、行服法という「行政庁の処分」である。</p>
--	--	---

	発生していたとされるごとに不服申立てができるはずがない。	
4 時効援用の個別判断がされていない  (国会答弁が守られていない)	年金法新法適用後も個別の時効援用の要否の判断がされていない。  (ほとんどの国民は、時効消滅した旨の付記が、時効の援用行為とは思っていない。  現在においても、年金法の新法適用分についても、個別の判断はなく、一律に不支給とされている)	
5 内簡による運用は立法権の侵害である	内簡は立法の手続きを経していないので、これにより既に具体化した国民の権利を、時効消滅の名の下に制限することは、憲法にも法令にも違反している。	
6 異なる事案にまで最高裁判例がご適用されている  (平成 29 年最高裁判決)	平成 29 年最高裁判決は、① 受給要件等の規定が明確である、及び② 裁定請求さえすれば支給されることを理由に、実質的最終審である高裁までが、裁定請求遅れを支分権に対する権利不行使とみなしているが、例えば、精神の障害の場合、ほとんどの場合において、①、及び②の前提条件さえも満たさないから理由とな	

<p>を適用すると、精神の障害等の場合には、要件事実不存在の法律行為に対して法律効果を与えている事案が生じることとなる)</p>	<p>っていない。</p> <p>また、この事件では、正しい支払期月について議論を欠いている。(事項7、及び関係する根拠規定、参考文献等 9 関連)</p>	
<p>7 司法における改善手段が実質的に不存在になっている</p> <p>(最も公平であるべき裁判所が行政に配慮した政治的判断を下している。また、最高裁</p>	<p>ほとんどの下級裁判所は、権利の混同を是認して、原告側の請求を棄却している。</p> <p>なお、平成 29 年 10 月 17 日最高裁判決以降は、例え、精神の障害であっても、これを適用して棄却している。</p> <p>(精神の障害では、受給要件等の規定が明確とはいえず、裁定請求しても、支給されるかどうかは裁定請求時には分からない。</p> <p>なお、上記最高裁判決の一連の事件では、支払期月の正否について、第一審の裁判官が正当な支払期月について</p>	<p>司法権の独立により、改善は不能。</p> <p>(ほとんどの高裁は、左記最高裁判例を適用し棄却し、最高裁は、「本件の上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当し</p>

<p>は、必要な判断から逃げている)</p>	<p>疑問を呈しているが、それにも拘らず、議論がされていない。)</p>	<p>ない。」「本件申立て理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。)(数ある上告審の中から、身体の障害である平成 29 年最高裁判決を受理し判決を出した経緯も不透明である)等として、上告審として受け付けない。</p> <p>高裁が違法な判決を出しても、最高裁では審理されず、庇い合いの構図が出来上がっており、改善は不能である。</p> <p>なお、民法改正後も、旧法の適用が併存するので、司法による早期の改善は絶望的である。)</p>
------------------------	--------------------------------------	--

派生的問題

問題点	具体的な不具合	備考
<p>ほとんどの下級裁判所が行政を擁護するため無理な判決理由を説示している  (裁判所が信じられないという受給権者が多い。)</p>	<p>(1) 権利の混同に理由のない事案まで基本権と支分権を混同させている。  (2) 受給要件に明らかな違いのある老齢年金と障害年金の違いを認めない。  (3) 障害年金について、裁定請求さえすれば年金が受給されると誤認している。  (4) 期限の定めのある債権について、「権利を行使することができる時」を、期限の到来日としていない。  (5) 現実には存在しない架空の支払期月を正当な支払期月としている。  (6) その他  これには、主治医が当時事理弁識能力がなかったと診断しているのに、これを代理人等が無理に書かせたと誤認した判決もあった。</p>	<p>(4) 「権利を行使することができる時」の解釈は、期限の定めのある債権については、期限の到来時(ただし書適用)であるが、そのことを欠落させて解釈している。  cf:年金法の支払期月の規定は、全て、期限を定めた規定である。</p>

以上